

下野市消費生活基本計画における施策の取り組み状況について

現在の「下野市消費生活基本計画」(平成24年度～平成27年度)では、3つの基本方針に基づき、消費者行政に関する事業を推進しています。計画に基づく基本的施策の取り組み状況について、平成25年度及び26年度の実績、27年度の実施予定を、以下のとおり報告いたします。

1 消費者の自立支援

(1)消費者力の向上

ア 消費者力向上への導きとなる学習機会の提供

	取り組み内容	担当課等	取り組み状況		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度(予定)
1	消費生活出前講座の実施	安全安心課 (消費生活センター)	●実施回数：4回 ●受講者数：約120名	●実施回数：1回 ●受講者数：約30名	●実施回数：4回 ●受講者数：約150名 (平成27年4月～8月実績)
2	小学校・中学校での消費者教育講座の充実	安全安心課 (消費生活センター)	●小学校：市内12小学校のうち6校ずつ実施 (1校につき2年に1回実施) ・対象：5、6年生 (1校のみ3年生)(568名) ・実施校：6校 (薬師寺、吉田東、吉田西、石橋、古山、石橋北) ・内容：契約について、個人情報について、インターネット使用上の注意点 ●中学校：4校すべて実施 ・対象：2年生(635名) ・内容：契約について、個人情報について、インターネット使用上の注意点	●小学校：市内12小学校のうち6校ずつ実施 (1校につき2年に1回実施) ・対象：5、6年生(616名) ・実施校：6校 (祇園、緑、細谷、国分寺、国分寺東、国分寺西) ・内容：契約について、個人情報について、インターネット使用上の注意点 ●中学校：3校実施(南河内、南河内第二、国分寺) ・対象：2年生(400名) ・内容：契約について、個人情報について、インターネット使用上の注意点	●小学校：市内12小学校のうち6校ずつ実施 (1校につき2年に1回実施) ・対象：5、6年生(560名予定) ・実施校：6校 (薬師寺、吉田東、吉田西、石橋、古山、石橋北) ・内容：契約について、個人情報について、インターネット使用上の注意点 ●中学校：4校すべて実施 ・対象：2年生(608名予定) ・内容：契約について、個人情報について、インターネット使用上の注意点 ※平成27年8月末日現在、2校は実施済み。8校は9月以降(予定)
3	学校における各教科等での計画的な消費者教育の実施	学校教育課	●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、より良い買い物の仕方を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に賢い消費者について考えたり、計画的な消費者教育を実施した。	●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、より良い買い物の仕方を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に賢い消費者について考えたり、計画的な消費者教育を実施した。	●小学校では、生活科、社会科、家庭科などを中心に、より良い買い物の仕方を考えたり、中学校では、公民や家庭科を中心に賢い消費者について考えたり、計画的な消費者教育を実施する。
4	関係機関・事業者・消費者団体との連携による啓発活動の実施	安全安心課 (消費生活センター)	●市内商業施設(4ヶ所)において街頭啓発活動を実施 ・日時：5/28 11:00～12:00 (消費者月間) ・参加者：市職員 2名、消費生活相談員 3名、消費者団体会員 7名 ・配付物：啓発チラシ、ポケットティッシュ (各600部)	●市内商業施設(4ヶ所)において街頭啓発活動を実施 ・日時：5/29 11:00～12:00 (消費者月間) ・参加者：市職員 3名、消費生活相談員 3名、消費者団体会員 6名 ・配付物：啓発チラシ、ポケットティッシュ (各600部)	●市内商業施設(2ヶ所)において街頭啓発活動を実施 ・日時：5/27 11:00～12:00 (消費者月間) ・参加者：市職員 2名、消費者団体会員 4名 ・配付物：啓発チラシ、ポケットティッシュ (各400部)

イ 消費者教育の普及推進

	取り組み内容	担当課等	取り組み状況		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度(予定)
1	小学校・中学校での消費者教育講座の充実	安全安心課 (消費生活センター)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)

2	消費生活に関する 小中学生向け啓発 チラシの作成	安全安心課 (消費生活センター)	●消費者教育講座実施時に 啓発物資(クリアファイル、ポ ケットティッシュ)とあわせて配 付	●消費者教育講座実施時に 啓発物資(クリアファイル、ポ ケットティッシュ)とあわせて配 付	●消費者教育講座実施時に 啓発物資(クリアファイル、ポ ケットティッシュ)とあわせて配 付
3	教職員、PTAへの 消費者情報提供の 推進	学校教育課	●県の金銭教育の講師派遣を 依頼し、金銭教育の授業を 行った。	●情報モラルについてのリー フレットを小中学校へ配付。 ●県の金銭教育の講師派遣を 依頼し、金銭教育の授業を 行った。(2校)	●情報モラルについてのリー フレットを小中学校へ配付。 ●県の金銭教育の講師派遣を 依頼し、金銭教育の授業を 行った。(2校)(予定)
		安全安心課 (消費生活センター)	●小学校・中学校における消 費者教育講座時に、保護者へ 向けた啓発資料を併せて配付 した。	●小学校・中学校における消 費者教育講座時に、保護者へ 向けた啓発資料を併せて配付 した。	●小学校・中学校における消 費者教育講座時に、保護者へ 向けた啓発資料を併せて配付 する。 ●各小中学校へ電気通信 サービス(スマホ・インターネット 関連)についての解説資料を 配付する。
4	消費生活出前講座 の実施	安全安心課 (消費生活センター)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学 習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学 習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学 習機会の提供)
5	学校における各教 科等での計画的な 消費者教育の実施	学校教育課	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学 習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学 習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学 習機会の提供)
6	地産地消の推進及 び食育推進運動の 実施	農政課	●平成26年度～平成30年度 の5年間を計画期間とする下 野市食育推進計画(第2期)を 策定。 ●下野市産農畜産物の利用を 拡大するため、学校給食に下 野市産農産物を取り入れても らい、その費用の一部として児 童一人当たり200円を補助し た。学校では給食だより等によ り地元農畜産物の良さを家庭 に周知した。 ●かんぴょうレシピの改定を行 い、市のHPIに掲載した。 ●とちぎ食と農ふれあいフェア に出展し、地元農畜産物のPR を行った。 ●消費者とかんぴょう生産者 等の交流をとおして地元産か んぴょうの生産振興と消費拡 大を図るためかんぴょうまつり を開催した。 ●祇園小学校を地産地消と食 育のモデル校として、しもつけ かんぴょう給食を開催した。	●平成27年度～平成30年度 の4年間を計画期間とする下 野市地産地消推進計画(第3 期)を策定した。 ●下野市産農畜産物の利用を 拡大するため、学校給食に下 野市産農産物を取り入れても らい、その費用の一部として児 童一人当たり300円を補助し た。学校では給食だより等によ り地元農畜産物の良さを家庭 に周知した。 ●かんぴょうを使用したメ ニューを提供している飲食店 等に対し費用の一部を補助 し、かんぴょうの消費拡大を 図った。 ●かんぴょう生産者、消費者、 流通業者を対象に消費動向調 査を実施した。 ●とちぎ食と農ふれあいフェア に出展し、地元農畜産物及び 下野ブランドのPRを行った。 ●消費者とかんぴょう生産者 等の交流をとおして地元産か んぴょうの生産振興と消費拡 大を図るためかんぴょうまつり を開催した。 ●消費者まつりにおいて、下 野市産かんぴょうを使ったか んぴょう汁を無料配布すること により、地産地消をPR・推進 した。	●下野市産農畜産物の利用を 拡大するため、学校給食に下 野市産農産物を取り入れても らい、その費用の一部として児 童一人当たり300円を補助し た。学校では給食だより等によ り地元農畜産物の良さを家庭 に周知する。 ●かんぴょうを使用したメ ニューを提供している飲食店 等に対し費用の一部を補助 し、かんぴょうの消費拡大を 図る。 ●とちぎ食と農ふれあいフェア に出展し、地元農畜産物及び 下野ブランドのPRを行う。 ●消費者とかんぴょう生産者 等の交流をとおして地元産か んぴょうの生産振興と消費拡 大を図るためかんぴょうまつり を開催した。 ●消費者まつりにおいて、下 野市産かんぴょうを使ったか んぴょう汁を無料配布すること により、地産地消をPR・推進 する。
		学校教育課	●各学校での食育推進事業の 実施。 ●しもつけいっぱいディを設 け、給食に下野市産の食材を 入れた。献立表にもそれにつ いて掲載した。	●各学校での食育推進事業の 実施。 ●しもつけいっぱいディを設 け、給食に下野市産の食材を 入れた。献立表にもそれにつ いて掲載した。	●各学校での食育推進事業の 実施。 ●しもつけいっぱいディを設 け、給食に下野市産の食材を 入れた。献立表にもそれにつ いて掲載する。

7	高等学校での消費生活講座の実施	県くらし安全安心課	●くらしのセミナー(出前講座)により、4回(1,134名)実施	●くらしのセミナー(出前講座)により、7回(914名)実施	●くらしのセミナー(出前講座)により、1回(510名)実施 (平成27年8月11日現在)
---	-----------------	-----------	---------------------------------	-------------------------------	---

(2) 情報提供と学習活動への支援

ア 消費生活知識の普及促進

	取り組み内容	担当課等	取り組み状況		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度(予定)
1	消費生活センターでの消費生活に関する図書・教材等、学習活動の支援	安全安心課 (消費生活センター)	●国民生活センター「見守り新鮮情報」等、その他国や県作成の資料等を有効活用し、必要に応じ随時提供	●国民生活センター「見守り新鮮情報」等、その他国や県作成の資料等を有効活用し、必要に応じ随時提供	●国民生活センター「見守り新鮮情報」等、その他国や県作成の資料等を有効活用し、必要に応じ随時提供
2	消費生活出前講座の実施	安全安心課 (消費生活センター)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)
3	消費者まつりでの消費生活知識の普及・啓発	安全安心課 (消費生活センター)	●日時：9/1(日) 10:00~13:00 ●場所：道の駅しもつけ ●内容： ①12参加団体による展示、実演等 ②劇団らくりん座による消費者被害防止啓発劇「タヌキとキツネがだまされた？」の上演 ③スタンプラリークイズ実施 ●参加者：約200名	●日時：2/28(土) 9:45~13:30 ●場所：保健福祉センター きらら館 ●内容： ①15参加団体による展示、実演等 ②劇団らくりん座による消費者被害防止啓発劇「宇宙大王のせつない大冒険～悪質商法にご用心～」の上演 ③消費者啓発講演会開催(同時開催) テーマ：「消費者被害に遭わないために」 講師：山口益弘 弁護士 ④スタンプラリークイズ実施 ●参加者：約200名	●日時：1/31(日)開催予定 ●場所：未定
4	消費生活に関する内容のリーフレット類の発行	安全安心課 (消費生活センター)	●消費者被害防止啓発チラシ(保存版)を作製、各戸配付(16,000部)	●消費者啓発講演会及び消費者まつり開催時に、「2015版くらしの豆知識」を配布(180部)	未定
5	市広報紙による情報提供及び啓発記事の掲載	安全安心課 (消費生活センター)	●毎月「広報しもつけ」紙面において、消費者コラムを掲載(その他、必要に応じ記事を掲載、注意喚起を行った。)	●毎月「広報しもつけ」紙面において、消費者コラムを掲載(その他、必要に応じ記事を掲載、注意喚起を行った。)	●毎月「広報しもつけ」紙面において、消費者コラムを掲載(その他、必要に応じ記事を掲載、注意喚起していく。)
6	関係機関・事業者・消費者団体との連携による啓発活動の実施	安全安心課 (消費生活センター)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)	1-(1)-ア に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)
7	地域等で活動する団体等、事業者への学習活動の支援	安全安心課 (消費生活センター)	●各種団体等の総会・定例会時等における出前講座の実施	●各種団体等の総会・定例会時等における出前講座の実施	●各種団体等の総会・定例会時等における出前講座の実施
8	フリーマーケットの実施	環境課	●日時：5/25(土) 10:00~13:00 ●場所：道の駅しもつけ イベント広場	実施せず	実施予定なし

9	省エネや地球温暖化防止への啓発及び知識の普及	環境課	●HP「しもつけの環境」による情報提供	●環境フェアの開催 (11/15(土)) ①講演会(参加者50名) ・演題: 私にもできる地球にやさしい暮らし方 ～1日15分から始める 幸せ整理収納術～ ・講師: Happy Smile 代表 齊藤 真弓氏 (NPO法人ハウスキーピング協会整理収納アドバイザー1級) ②環境関連団体展示コーナー ・環境問題を考える会 ・自然に親しむ会 ・下野市環境課 ・きものリフォーム など ③体験コーナー ・栃木県地球温暖化防止活動推進センター など ④市内小中学校 作品展示 ・ごみ減量化ポスターコンクール入賞作品展示 ●「しもつけ環境市民会議」HPによる各種イベント周知 ●HP「しもつけの環境」による情報提供	●環境フェアの開催(予定) ●「しもつけ環境市民会議」HPによる各種イベントの周知 ●HP「しもつけの環境」による情報提供
10	食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発	県生活衛生課	●食品衛生責任者に対する再教育講習会のほか、食中毒予防講習会、BSEや放射性物質に関するリスクコミュニケーションを開催し、食品安全知識の普及啓発を行った。	●食品衛生責任者に対する再教育講習会のほか、食中毒予防講習会や放射性物質などに関するリスクコミュニケーションを開催し、普及啓発を行った。	●食品衛生責任者に対する再教育講習会のほか、食中毒予防講習会や食品添加物に関するリスクコミュニケーションなどを開催し、普及啓発を行う。

2 生活環境の安全・安心

(1)安全・安心で身近な生活環境の確保

ア 安全な商品等の確保

	取り組み内容	担当課等	取り組み状況		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度(予定)
1	衣類や家庭用洗濯洗剤などの試買検査、事業所の監視指導の実施	安全安心課	●家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施(権限移譲に係る事務) ・立入検査実施店舗数: 市内9店舗	●家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施(権限移譲に係る事務) ・立入検査実施店舗数: 市内9店舗	●家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施(権限移譲に係る事務) ・立入検査実施店舗数: 市内9店舗(予定)
2	食品表示に関する監視指導の強化と関係機関の連携	県くらし安全安心課 県生活衛生課	●適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施した。食品表示の関係機関の連携を深め、効果的な監視指導を行うため、8月と12月に合同監視を実施した。	●適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施した。食品表示の関係機関の連携を深め、効果的な監視指導を行うため、8月と12月に合同監視を実施した。	●適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施する。食品表示の関係機関の連携を深め、効果的な監視指導を行うため、8月と12月に合同監視を実施する。
3	食品営業者等に対する監視指導の強化	県生活衛生課	●平成25年度栃木県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業者等に対し、計画的かつ効果的に監視指導を実施した。	●平成26年度栃木県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業者等に対し、計画的かつ効果的に監視指導を実施した。	●平成27年度栃木県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業者等に対する監視指導を、計画的かつ効果的に実施する。

4	適正な食品表示の普及啓発	県くらし安全安心課 県生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ●表示の適正化を図るため事業者を対象としてコンプライアンス確立研修会、食品表示制度の普及啓発を図るため消費者を対象として食品表示セミナーを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●表示の適正化を図るため事業者を対象としてコンプライアンス確立研修会、食品表示制度の普及啓発を図るため消費者を対象として食品表示セミナーを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●表示の適正化を図るため事業者を対象に食品表示法に係る研修会、食品表示制度の普及啓発を図るため消費者(小学生等)を対象に食品表示自由研究を開催した。
---	--------------	---------------------	--	--	--

イ 建物の安全の確保

	取り組み内容	担当課等	取り組み状況		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度(予定)
1	建築物耐震改修促進計画の推進	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震アドバイザー派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・件数：2件 (1件につき2,500円補助) ●消費者まつりにおける啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者まつりにおける啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者まつりにおける啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ●産業祭における啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ●住宅総合相談会における啓発活動の実施(8/25) <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ・建築士、増改築相談員、司法書士との相談
2	木造住宅の耐震対策の促進	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者まつりにおける啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●木造住宅耐震診断：2件 (1件につき20,000円補助) ●木造住宅耐震補強計画策定：2件 (1件につき80,000円補助) ●木造住宅耐震改修：1件 (1件につき800,000円補助) ●消費者まつりにおける啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●木造住宅耐震改修：2件 (予定) ●消費者まつりにおける啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ●産業祭における啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ●住宅総合相談会における啓発活動の実施(8/25) <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ・建築士、増改築相談員、司法書士との相談
3	被災住宅再建等利子補給制度の実施	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木県被災住宅再建等支援事業：2件 	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木県被災住宅再建等支援事業：2件 	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木県被災住宅再建等支援事業：2件

4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震ローラー作戦 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問地区:旭町(石橋) ・訪問戸数:39戸 ・実施時期:11月 ●消費者まつりにおける啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震ローラー作戦 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問地区:谷地賀(南河内) ・訪問戸数:21戸 ・実施時期:11月 ●消費者まつりにおける啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震ローラー作戦 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問地区:小金井(国分寺) ・訪問戸数: ・実施時期:8月頃実施予定 ●消費者まつりにおける啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ●産業祭における啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施策PRパネル展示 ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ●住宅総合相談会における啓発活動の実施(8/25) <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助制度のパンフレット配布 ・建築士、増改築相談員、司法書士との相談
---	-------------------------------	-------	---	---	---

(2)商品等が選びやすい環境づくり
ア 商品等に関する情報の適正化

	取り組み内容	担当課等	取り組み状況		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度(予定)
1	食品表示に関する監視指導の強化と関係機関の連携	県くらし安全安心課 県生活衛生課	2-(1)-ア に同じ (安全な商品等の確保)	2-(1)-ア に同じ (安全な商品等の確保)	2-(1)-ア に同じ (安全な商品等の確保)
2	食品営業者等に対する監視指導の強化	県生活衛生課	2-(1)-ア に同じ (安全な商品等の確保)	2-(1)-ア に同じ (安全な商品等の確保)	2-(1)-ア に同じ (安全な商品等の確保)
3	適正な食品表示の普及啓発	県くらし安全安心課 県生活衛生課	2-(1)-ア に同じ (安全な商品等の確保)	2-(1)-ア に同じ (安全な商品等の確保)	2-(1)-ア に同じ (安全な商品等の確保)

3 消費者被害の救済体制の強化

(1)消費者被害の救済

ア 被害救済の強化

	取り組み内容	担当課等	取り組み状況		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度(予定)
1	消費生活相談員による助言及びあっせん	安全安心課 (消費生活センター)	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活センターにおける消費生活相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・相談日時:月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く) ・相談受付件数:290件 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活センターにおける消費生活相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・相談日時:月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く) ・相談受付件数:280件 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活センターにおける消費生活相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・相談日時:月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く) ・相談受付件数:93件(平成27年7月末日現在)

2	消費生活相談員等の研修の実施	安全安心課 (消費生活センター)	<ul style="list-style-type: none"> ●(消費生活相談員向けの)研修は実施していないが、相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援した。(旅費支給) ・研修参加回数：のべ21回 	<ul style="list-style-type: none"> ●(消費生活相談員向けの)研修は実施していないが、相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援した。(旅費支給) ・研修参加回数：のべ35回 	<ul style="list-style-type: none"> ●(消費生活相談員向けの)研修は実施していないが、相談対応力のスキルアップのため、栃木県及び国民生活センターにおいて実施している研修会への参加を支援していく。(旅費支給) ・研修参加回数：のべ14回(平成27年7月末日現在)
3	栃木県、栃木県警察、栃木県弁護士会、栃木県司法書士会、関係機関等との連携強化	安全安心課 (消費生活センター)	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者からの相談内容により、関係機関と連絡・調整を取りながら、トラブル解決に向け対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者からの相談内容により、関係機関と連絡・調整を取りながら、トラブル解決に向け対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者からの相談内容により、関係機関と連絡・調整を取りながら、トラブル解決に向け対応していく。
4	関係機関、団体等との連携による高齢者・障がい者等への情報提供の推進	安全安心課 (消費生活センター)	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会等との連携による情報提供 ・敬老会における啓発 ・その他随時情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会、下野警察署等との連携による情報提供 ・敬老会における啓発 ・その他随時情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉課、社会福祉協議会、下野警察署等との連携による情報提供 ・敬老会、老人クラブ総会等における啓発 ・その他随時情報提供
5	消費者団体との連携による情報提供の実施	安全安心課 (消費生活センター)	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者月間における市内商業施設での街頭啓発活動の実施 ●消費者まつりでの展示・発表による情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者月間における市内商業施設での街頭啓発活動の実施 ●消費者まつりでの展示・発表による情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者月間における市内商業施設での街頭啓発活動の実施 ●消費者まつりでの展示・発表による情報提供(予定)
6	消費生活電話相談の充実(土曜日)	県くらし安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間：午前9時～午後5時まで 相談体制：消費生活相談員3名 	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間：午前9時～午後5時まで 相談体制：消費生活相談員2名 	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間：午前9時～午後5時まで 相談体制：消費生活相談員2名
7	事業者に対する指導等の強化	県くらし安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> ●相談受付部門が消費者からの相談を解決に導く過程で、必要に応じて事業者指導部門が相談受付部門に助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談受付部門が消費者からの相談を解決に導く過程で、必要に応じて事業者指導部門が相談受付部門に助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談受付部門が消費者からの相談を解決に導く過程で、必要に応じて事業者指導部門が相談受付部門に助言を行っていく。
8	多重債務強化月間による相談会の開催	安全安心課 (消費生活センター)	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報しもつけ」紙面において、多重債務者無料相談会(県主催)開催記事を掲載、周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報しもつけ」紙面において、多重債務者無料相談会(県主催)開催記事を掲載、周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報しもつけ」紙面において、多重債務者無料相談会(県主催)開催記事を掲載、周知していく。
		県くらし安全安心課 (県消費生活センター)	<ul style="list-style-type: none"> ●県内3箇所(県北、県央、県南)において、平日の午後(13:00～17:00)に相談会を開催。相談会では、消費生活相談員による相談と法律専門家(弁護士または司法書士)による相談を実施。相談件数14件 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内3箇所(県北、県央、県南)において、平日の午後(13:00～17:00)に相談会を開催。相談会では、消費生活相談員による相談と法律専門家(弁護士または司法書士)による相談を実施。相談件数12件 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内1箇所(県央)において、平日の午後(13:00～17:00)に相談会を開催。相談会では、消費生活相談員による相談と法律専門家(弁護士または司法書士)による相談を実施予定。
9	弁護士による無料法律相談	社会福祉協議会 (社会福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ●国分寺地区(第2木曜日)：4・7・10・1月 ●石橋地区(第2木曜日)：5・8・11・2月 ●南河内地区(第2木曜日)：6・9・12・3月 ※上記のとおり実施し、112件の相談実績があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国分寺地区(第2木曜日)：4・7・10・1月 ●石橋地区(第2木曜日)：5・8・11・2月 ●南河内地区(第2木曜日)：6・9・12・4月 ※上記のとおり実施し、99件の相談実績があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国分寺地区(第2木曜日)：4・7・10・1月 ●石橋地区(第2木曜日)：5・8・11・2月 ●南河内地区(第2木曜日)：6・9・12・4月 ※上記のとおり実施予定である。

10	一般相談・総合相談	社会福祉協議会 (社会福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ●石橋地区(月曜日): 第1・2(一般相談)、 第3(総合相談) ●国分寺地区(火曜日): 第1・2(一般相談)、 第3(総合相談) ●南河内地区(金曜日): 第1・2(一般相談)、 第3(総合相談) ※上記のとおり実施し、全体で 53件の相談実績があった。	<ul style="list-style-type: none"> ●石橋地区(月曜日): 第1・2(一般相談)、 第3(総合相談) ●国分寺地区(火曜日): 第1・2(一般相談)、 第3(総合相談) ●南河内地区(金曜日): 第1・2(一般相談)、 第3(総合相談) ※上記のとおり実施し、全体で 49件の相談実績があった。	<ul style="list-style-type: none"> ●石橋地区(月曜日): 第1・2(一般相談)、 第3(総合相談) ●国分寺地区(火曜日): 第1・2(一般相談)、 第3(総合相談) ●南河内地区(金曜日): 第1・2(一般相談)、 第3(総合相談) ※上記のとおり実施予定である。
11	児童母子相談	社会福祉協議会 (社会福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ●石橋地区(月曜日): 第4(児童母子相談) ●国分寺地区(火曜日): 第4(児童母子相談) ●南河内地区(金曜日): 第4(児童母子相談) ※上記のとおり実施し、全体で 4件の相談実績があった。	<ul style="list-style-type: none"> ●石橋地区(月曜日): 第4(児童母子相談) ●国分寺地区(火曜日): 第4(児童母子相談) ●南河内地区(金曜日): 第4(児童母子相談) ※上記のとおり実施し、全体で 3件の相談実績があった。	<ul style="list-style-type: none"> ●石橋地区(月曜日): 第4(児童母子相談) ●国分寺地区(火曜日): 第4(児童母子相談) ●南河内地区(金曜日): 第4(児童母子相談) ※上記のとおり実施予定である。
12	司法書士による無料相談会	栃木県司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月第4水曜日開催 ※相談件数：38件	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月第4水曜日開催 ※相談件数：34件	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月第2水曜日開催

(2)消費者被害の防止

ア 不適正な取引行為に対する取り組み

	取り組み内容	担当課等	取り組み状況		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度(予定)
1	事業者に対する指導、勧告及び事業者名簿等の公表	県くらし安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> ●悪質な行為を行う事業者に対しては、法令に基く厳正な指導・処分を行い、業務停止等の処分を行った事業者については、県HP等により事業者名等の公表を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木県消費生活条例の改正に併せて、「不適正な取引行為の指定に関する規則」の内容を強化し、消費者被害の防止を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談受け部門との連携強化や、市町消費生活センターとの情報共有により、悪質事業者の情報入手と消費者被害の再発防止に取り組んで行く。
2	不適正な取引行為について事業者への周知徹底	県くらし安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者が県消費生活センターに來訪した際、当該事業者に関する苦情・相談の受付状況を基に、不適正な取引行為の内容について説明・指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●条例及び規則の改正に伴う説明会を実施した外、県消費生活センターに來訪した事業者、「不適正な取引行為の指定に関する規則」のパンフレットを配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、県消費生活センターに來訪した事業者、「不適正な取引行為の指定に関する規則」のパンフレットを配布するなどして周知を図る。
3	栃木県、栃木県警、栃木県弁護士会、栃木県司法書士会、関係機関等との連携強化	安全安心課 (消費生活センター)	<u>3-(1)-ア</u> に同じ (被害救済の強化)	<u>3-(1)-ア</u> に同じ (被害救済の強化)	<u>3-(1)-ア</u> に同じ (被害救済の強化)

イ 消費者被害防止への推進

	取り組み内容	担当課等	取り組み状況		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度(予定)
1	電子メール等情報通信の充実	総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> ●メール配信システム登録者：1,949人(平成26年3月31日現在) ●広報紙によるサービス周知(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●メール配信システム登録者：2,060人(平成27年3月31日現在) ●広報紙によるサービス周知(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●メール配信システム登録者：2,150人(平成28年3月31日推計) ●広報紙によるサービス周知(11月予定)
2	消費生活出前講座の実施	安全安心課 (消費生活センター)	<u>1-(1)-ア</u> に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)	<u>1-(1)-ア</u> に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)	<u>1-(1)-ア</u> に同じ (消費者力向上への導きとなる学習機会の提供)

3	福祉関係者等への被害防止に係る消費生活情報提供の推進	社会福祉課	●民生委員児童委員協議会定例会で「消費者生活」について、消費生活センター相談員を招き、最新情報について周知し、民生委員活動に役立てた。	●民生委員児童委員協議会定例会で「特殊詐欺」について、警察官を招き、最新情報について周知し、民生委員活動に役立てた。	●予定なし ※ただし、新たな手口の消費者問題が発生した場合は、民生委員児童委員協議会定例会等で、専門家を招き、周知していく。
		安全安心課 (消費生活センター)	●民生委員児童委員協議会定例会において消費生活出前講座を実施した。	●民生委員児童委員協議会委員へ「高齢者見守りハンドブック」を配付し、日頃の活動の中における(消費者被害防止の)高齢者見守りを依頼した。	●関係各課と連携を図りながら、随時福祉関係者への情報提供を実施していく。
4	地域ふれあいサロン事業での消費生活情報提供の推進	高齢福祉課		●ふれあいサロンぽっぽ ・実施日：6/12、6/26 ・内容：駅前交番による振り込め詐欺等についての講話 ・参加人数：38名	●各サロンにおれおれ詐欺等のチラシを配付し、周知する。
		安全安心課 (消費生活センター)	(高齢福祉課と連携を図りながら、随時 高齢者への情報提供を実施した。)	(高齢福祉課と連携を図りながら、随時 高齢者への情報提供を実施した。)	(高齢福祉課と連携を図りながら、随時 高齢者への情報提供を実施していく。)
5	出会いふれあいサロン事業での消費生活情報提供の推進	高齢福祉課	●国分寺地区 ・実施日：3/4 ・内容：消費生活リーダーによる講話・寸劇を実施し、おれおれ詐欺等について周知した。 ・参加人数：34名	●石橋地区 ・実施日：12/11 ・内容：消費生活リーダーによる講話・寸劇を実施し、おれおれ詐欺等について周知した。 ・参加人数：25名	●国分寺地区：9/1 ●南河内地区：3/17 ※消費生活リーダーによる講話・寸劇を実施。(予定)
		安全安心課 (消費生活センター)	(高齢福祉課と連携を図りながら、随時 高齢者への情報提供を実施した。)	(高齢福祉課と連携を図りながら、随時 高齢者への情報提供を実施した。)	(高齢福祉課と連携を図りながら、随時 高齢者への情報提供を実施していく。)
6	栃木県、栃木県警察、栃木県弁護士会、栃木県司法書士会、関係機関等との連携強化	安全安心課 (消費生活センター)	3-(1)-ア に同じ (被害救済の強化)	3-(1)-ア に同じ (被害救済の強化)	3-(1)-ア に同じ (被害救済の強化)
7	関係機関、団体等との連携による高齢者・障がい者等への情報提供の推進	安全安心課 (消費生活センター)	3-(1)-ア に同じ (被害救済の強化)	3-(1)-ア に同じ (被害救済の強化)	3-(1)-ア に同じ (被害救済の強化)
8	消費者団体との連携による情報提供の実施	安全安心課 (消費生活センター)	3-(1)-ア に同じ (被害救済の強化)	3-(1)-ア に同じ (被害救済の強化)	3-(1)-ア に同じ (被害救済の強化)